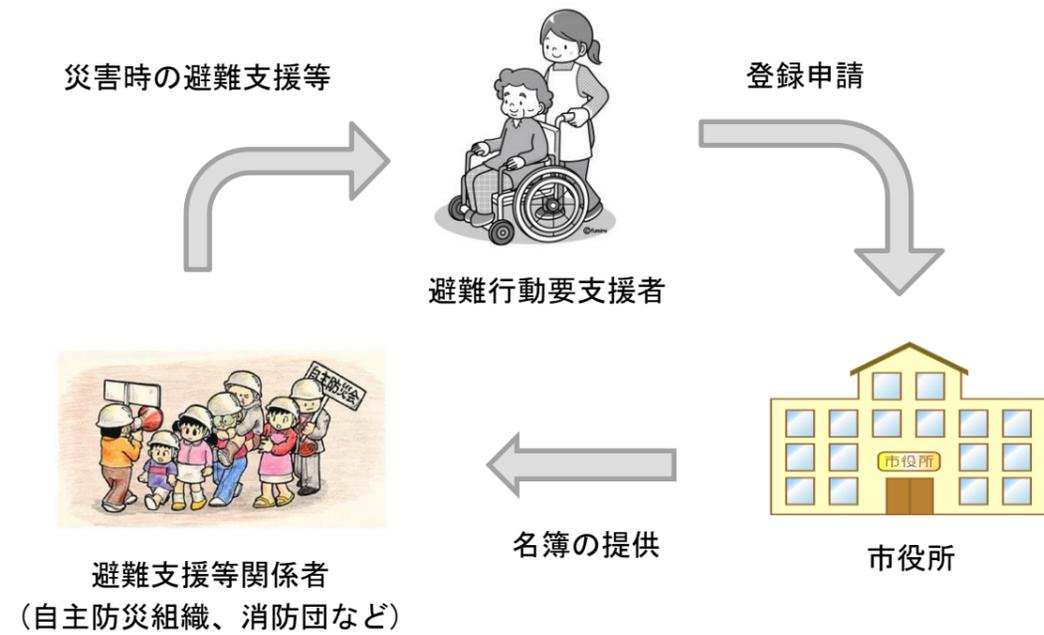


○制度の流れ



いざ、
避難するとき
不安では
ありませんか？



避難行動要支援者登録制度の手引き

…不安に思う人はぜひ登録しましょう…

市では、災害時において、身体上の理由などにより避難が困難と思われる方の名簿を作成することになりました。これは、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法が改正されたことによるものです。作成された名簿は、平常時から市内の警察、消防(団)、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地元自主防災組織(地元区会・町内会)と連携し、災害時の避難の支援のために提供、使用します。

なお、作成された名簿は、災害時に地域の支援により生命と身体の安全を確保するためのものであり、みだりに複写、配布などその目的以外の用途に使用することを禁止しています。

つきましては、上記の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

備 前 市

○避難行動要支援者登録制度とは

避難行動要支援者登録制度とは、水害や地震などの災害が起こったとき、自ら避難することが困難で、家族などの支援が十分に受けられず何らかの助けを必要とする方(避難行動要支援者といひます)を支援するための制度です。

避難行動要支援者として、事前に登録することで、日ごろから、地域の避難支援等関係者が、避難行動要支援者を把握しておき、災害が発生した場合に、地域の助け合いによって、少しでも被害を減らそうとすることがこの制度の目的です。

○避難行動要支援者とは

災害が起こった時に自分の力で避難することが困難な人をいひます。

○避難支援等関係者とは

避難支援等関係者とは、災害発生時に避難行動要支援者の避難支援などに携わる方で、市内の警察、消防(団)、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地元自主防災組織(地元区会、町内会)です。

○避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者が、事前に登録した方の名簿をいひます。市では、水害や地震などの災害発生時に、自分の力で避難することが困難な人について、申請に基づいて、避難行動要支援者名簿を作成します。

○作成した名簿は

市に提出された登録申請(同意)書に基づき、同意のあった方の避難行動要支援者名簿を作成します。作成した名簿は、市内の警察、消防(団)、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地元自主防災組織(地元区会、町内会)へ平常時から名簿を提供し、災害発生時の安否確認や避難する際の支援などに使用します。

なお、この名簿の情報は、目的以外のことには一切使用しません。

○登録できる人

災害が起こった時に自分の力で避難することが困難な人で、避難するために何らかの手助けが必要となる人です。ただし、施設に入っている人や長期に入院している人は、登録できません。

- (1) 一人暮らしの高齢の方
- (2) 介護保険の認定を受けている方
- (3) 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方
- (4) 難病のある方
- (5) 上記以外で、自ら避難することが困難な方

○注意事項とお願い

災害の状況によっては、避難支援に携わる方(避難支援等関係者)も被災者となることもあります。登録したからといって、必ずしも災害時に支援が受けられるとは限りません。日頃から近所の方とコミュニケーションをとるように心がけましょう。

また、自分の身は自分で守るという心構えと災害への備えも忘れないようにしてください。

○支援を希望する人はまず登録を

災害時において支援を希望する人は、備前市避難行動要支援者登録申請(同意)書を、各申請窓口まで提出してください。

○申請先(問合せ先)

下記区分に該当の申請窓口へ申し込んでください。

区 分	申 請 窓 口
(1) 一人暮らしの高齢の方	社会福祉課地域福祉係(☎64-1827)
(2) 介護保険の認定を受けている方	介護福祉課介護保険係(☎64-1828)
(3) 身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方	社会福祉課障がい者福祉係(☎64-1824)
(4) 難病のある方	
(5) 上記以外で、自ら避難することが困難な方	こども家庭課すこやか相談係(☎64-1853) 地域包括支援センター(☎64-1844) 東サブセンター(日生総合支所内☎72-1240) 北サブセンター(吉永総合保健施設内☎84-9114)

「避難行動要支援者登録制度」に申請された妊産婦、乳児の方へ

○母子健康手帳交付時に申請された方は、妊婦の時期と産婦(出産後1年)の間登録が続きます。出産後1年たった月に名簿から削除されます。

○出生届時に申請された方は、1歳になった月に名簿から削除されます。

※引き続き登録希望の方は、こども家庭課すこやか相談係(64-1853)までご連絡ください。